

## 公益社団法人京都府茶業会議所役員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府茶業会議所（以下「この法人」という。）の役員  
の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定期的に週3日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、この法人が役員に対し、その職務執行の対価として支給するものをいう。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費、通勤手当等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬は、一人当たり年額800万円以内とし、会頭が、理事会の承認を得て決  
定し支給する。

2 非常勤役員の報酬は、無報酬とする。

### (費 用)

第4条 この法人は、役員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求の  
あった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うこ  
とができる。

### (退職金)

第5条 役員退職金はこれを支給しない。

### (報酬の支払い方法)

第6条 報酬は、年額報酬の12分の1を月額として、通貨をもって本人に支給する。ただし、本  
人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

### (公 表)

第7条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表するものとする。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、会員総会の決議を経て行うものとする。

### (補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会頭が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、公益社団法人京都府茶業会議所の設立の登記の日から施行する。